



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ロジコム
代表者名 代表取締役社長 本 庄 良 一
(JASDAQ・コード 8938)
問合せ先 管理部総務セクションマネージャー 中村 真一
(TEL 042-565-2111)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成 27 年 6 月 26 日(金)開催予定の第 23 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役の機能を活用することで、取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに経営の効率化を図る目的で変更するものであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日に開催を予定している当社第 23 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②「改正会社法」によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日

以上

(別紙) 「定款変更の内容」
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式および端株</p> <p>第 5 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. ～3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式および端株</p> <p>第 5 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>

2. (条文省略)

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役**および各監査役**に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新設)

第 24 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。**ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。**

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役**および監査役**がこれに記名押印または電子署名する。

第 27 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 (条文省略)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、**社外取締役**との間で、同法第423条第1項に規定する**社外取締役**の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契

2. (現行どおり)

3. 取締役会は、その決議によって、**取締役(監査等委員である取締役を除く。)**の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、**会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)**の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、**監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して**、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (現行どおり)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、**取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)**との間で、同法第423条第1項に規定する**取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)**

約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条~第40条(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 会計監査人

第41条~第43条(条文省略)

の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(削除)

(削除)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集権者および議長)

第33条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条~第40条(現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第 45 条~第 48 条 (条文省略)

(新設)

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第 42 条~第 45 条 (現行どおり)

附 則

当社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

以上